

役員・評議員の費用弁償及び報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人緑川福祉会（以下「法人」という。）の役員・評議員に対する費用弁償及び報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、役員とは理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(費用弁償)

第2条 役員等が研修会等に出席するため出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬)

第3条 役員・評議員が理事長の招集に応じ理事会又は評議員会に出席したときは、1回につき5,000円を支給する。

2 監事が監査を行う時は1回につき5,000円を支給する。

(但し評議員に対しては各年度200,000円を超えない範囲、理事に対しては240,000円を超えない範囲、監事に対しては90,000円を超えない範囲とする。)

附 則

この規定は、平成30年6月19日評議員会において決定し平成30年4月1日に遡って適用する。